

第7回 枚方市立禁野小学校の新しい学校づくり協議会 次第

日時：令和5年1月28日（土）午前10時～

1. 禁野小学校の新校舎整備について

- ・解体工事（旧高陵小学校）の工程について
- ・新校舎の設計について

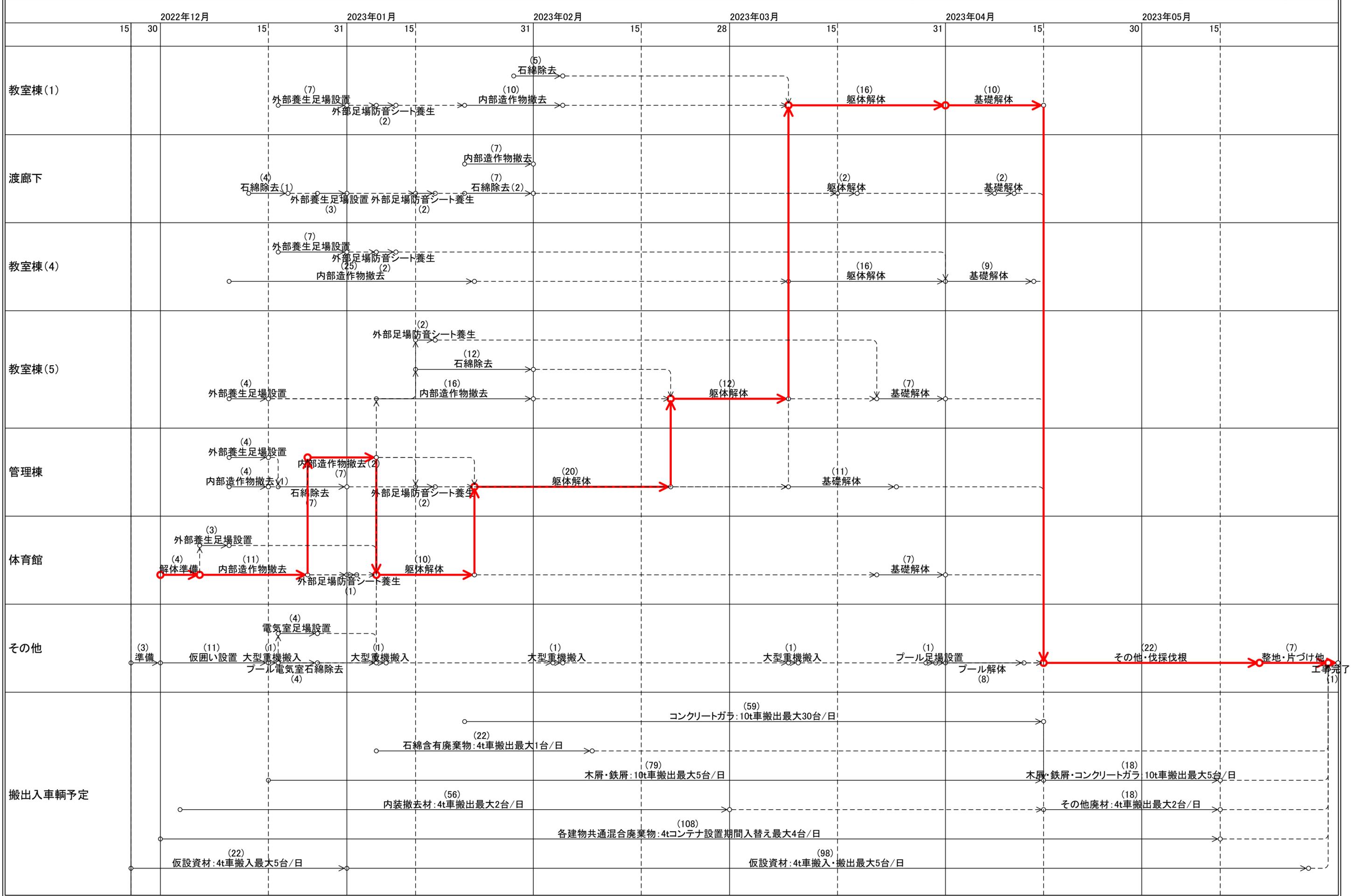
2. その他

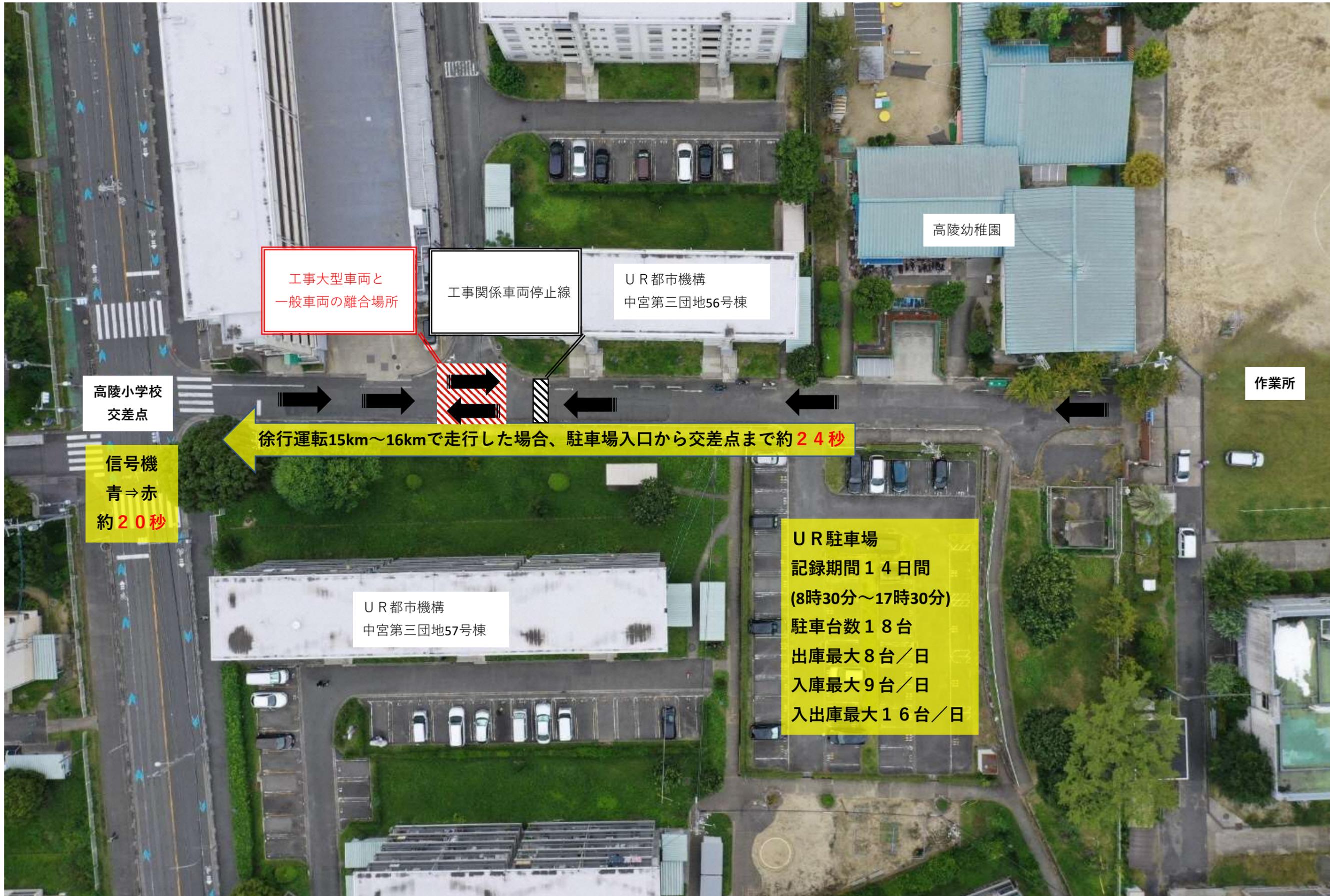
工事名称 枚方市立禁野小学校整備事業(設計・施工一括発注)【旧高陵小学校解体工事】

工期 2022年11月28日～2023年05月31日
概要 RC造 用途 小学校



作成年月日
2023年01月05日





未来のまちづくり

こうのぼり幼稚園 〇— 〇— 〇—

高陵幼稚園 〇— 〇— 〇—

〇— 〇— 〇—



防音

未来のまちづくり

こうりょう小規模施設



高陵幼稚園



枚方市立禁野小学校新校舎における地域避難拠点の考え方について

1) 防災避難拠点施設としての安全性の確保

構造：RC 造一部 S 造(体育館屋根)

防耐火性能：耐火建築物

構造体の耐震安全性：Ⅱ類

大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。

非構造部材の耐震安全性：A 類

大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。

建築設備の耐震安全性：乙類

大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

2) 避難所として必要な機能の確保

・被災した住民の受け入れ、居住スペース

大人数：アリーナ

高齢者、妊産婦、障がい者など配慮が必要な方の専用スペース：

多目的室 A(ランチルーム)、留守家庭児童会兼多目的室(1)～(4)

※多目的 A、留守家兼多目的室(1)は日常的には椅子座(テーブル)仕様を想定

※留守家兼多目的室(2)～(4)は日常的には床座(座卓)仕様を想定

・生活の補助スペース

トイレ(避難所専用)：地域トイレ、WC(2-1)、マンホールトイレ(下水本管破損時など)

トイレ(学校併用)：WC(1-1)、1階多目的トイレ

更衣：更衣室(アリーナ脇)

シャワー：1階多目的トイレ

・食事の提供(調理)

インフラ停止時：あおぞら広場(庇つきで雨天利用可能)

インフラ復旧後：家庭科室

・生活関連物資の保管、配布など

備蓄倉庫

・防災本部

コミュニティールーム、PTA 室

・その他

ペットの避難：屋根付き駐輪場

3) ライフラインの確保について

水道 … 屋外倉庫棟の屋上に設けた受水槽(25 m³、有効 18 m³)には緊急用水栓を備えており、断水・停電時でもタンク内の貯留水の利用が可能ないように計画。

電気 … 太陽光発電装置(約 14kW)と自立運転機能付き蓄電池(約 16kWh)を備えており、停電時においても屋内運動場の照明とコンセント(一部)、トイレ及び廊下の一部の照明が利用可能。(日中 2 時間+夜間 4 時間程度の想定)

また、外部電源接続 BOX も備えており、外部接続の非常用電源によってアリーナ、留守家庭児童会室兼多目的室、多目的室 A、職員室及び保健室の照明、コンセント(一部)、エレベーターの使用が可能となり、避難所機能を安定して使用可能。また、空調についても同じく非常用電源によって部分的に使用可能とするよう計画。(範囲については検討中)

※太陽光発電・蓄電池は自動運転のため特殊な知識や資格は不要

※上記のような容量が大きい非常用電源の外部接続には専門的な知識、技術等が必要なため事前の有資格者の確認等が必要

※外部接続の非常用電源の能力によって機能に制限があります

4) 学校教育活動の早期再開について

- ・ 避難所スペースは校舎南東部の 1・2 階に集中しているため、学校の運営が再開した際でも管理区画の設定が容易にできる
- ・ 家庭科室やエレベーターについては学校機能の利用がメインとなるが、タイムスケジュール管理など運用の工夫により共用が可能
- ・ 留守家庭児童会は 1 階の避難所エリアを段階的に縮小していくことによって専用室を確保できるため、併存状態での運営再開が可能

5) その他

- ・ 停電時の配慮から 1・2 階間にスロープを設けるといふ地域の意見については 1 階にて避難所機能のバリアフリー機能を満足していると共に、階高約 4m に対して全長約 70m のスロープが必要となり莫大なスペースを要するため、学校の日常的な有効利用に支障となることから不要と考えています。
- ・ 西側法面へのスロープ新設について、今回の新校舎の建設においては造成を行わないことが前提条件であり、西側法面への改造行為を実施した場合は、令和 8 年度内の開校が不可能となります。当該スロープを新設する場合には、新校舎完成後からの対応として検討が必要となります。

外構計画

1階平面計画

2階平面計画



凡例

- 避難所専用エリア
- 学校 + 避難所兼用エリア (学校再開後)

※図面は計画中のものであり、今後変更の可能性がります。

No Scale